

## 政策 2 施策 1 予防から医療まで健康づくりと健康を支える ネットワーク

### 1 施策の目指す姿

豊かでいきいきとした毎日を送るため、健康診査や各種検診などを受けるとともに、食事や運動など市民自ら健康づくりに取り組み、必要な時に正しい情報を得て、適切な予防、適切な医療が受けられる体制の整備に努めます。

### 2 現状と課題

健康はあらゆる活動の基盤であり、生涯を通じて健やかに暮らすために欠くことのできないものです。一人ひとりが健やかに暮らすためには、「自分の健康は自分で守り、つくる」事を基本として、ライフステージに応じた市民の健康づくりを推進していくことが求められています。

健康づくりの推進のためには、健康づくりや医療、健康に関する正確な情報提供や普及啓発、健康づくりに取り組める場の提供、定期的な健診（検診）受診のための環境整備、必要な予防接種が接種できる体制、受動喫煙防止対策の推進さらに、平時から保健、医療、介護の連携体制の充実、各関係機関との連携もとの保健医療提供体制の確保などが必要です。

### 3 施策の成果指標・目標値

| 指標名                              | 現状値<br>令和 3 年度 | 目標値<br>令和 8 年度  | 目標値<br>令和 1 4 年度 |
|----------------------------------|----------------|-----------------|------------------|
| ① 自分が「とても健康」「まあまあ健康」だと感じている市民の割合 | R3 世論 82.2%    | 5 次 R4 目標 77.0% | 5 次 R10 目標 78.0% |
| ② 健康のために実践していることがある市民の割合         | R3 世論 72.6%    | 5 次 R4 目標 64.0% | 5 次 R10 目標 66.0% |
| ③ 喫煙習慣がある市民のうち、受動喫煙に配慮している市民の割合  | R3 世論 89.6%    | R4 目標 9 0 %     | 目標 9 0 %         |
| ④ 国民健康保険特定健康診査実施率                | R3 48.5%       | 5 次 R4 目標 58.0% | 5 次 R10 目標 60.0% |
| ⑤ かかりつけ医師を持つ市民の割合                | R3 世論 60.4%    | 5 次 R4 目標 58.0% | 5 次 R10 目標 60.0% |

【出典：①・②・③多摩市政世論調査 ④保険年金課 ⑤多摩市政世論調査 ⑥健康推進課】

※⑥は、小学校入学の前年（通常、幼稚園、保育所児の最年長児）1 年間に 1 回接種する麻しん（はしか）風しんの混合予防接種率を指す。】→⑤かかりつけ医を④にしてはかがか（世論調査をまとめる）

## 4 主な施策の方向性

### (1) 質の高いがん検診の実施とがん患者への支援（がんの予防とがんと共生）

がん検診受診率・要精検者の精密検査受診率を向上させる取組の工夫や、精度管理の整備、原則として国の指針に準じた検診を実施し、科学的根拠に基づいたより質の高いがん検診が実施できる体制を充実させます。生涯のうち2人に1人ががんに罹患すると推計される現在において、がんになっても安心して過ごすことができる社会の実現が重要です。治療を受けながら生活するがん患者の社会参加を応援するアピアランスケア<sup>1</sup>に取り組みます。

### (2) 健康づくり活動のさらなる充実

健幸まちづくり啓発情報誌の送付、健幸！ワーク宣言、健幸ポイント制度の導入等、健康づくりに無関心な層、関心があっても実際の行動に踏み出せていない層などが自ら健康づくりにとりくむきっかけとなる取組を推進します。健康教育・相談、健康診査、健康づくり推進事業、食育推進事業等、市民一人ひとりが生涯にわたって健康の維持・増進を図る取組を推進します。

### (3) 受動喫煙防止対策の強化

喫煙者に対して、禁煙治療費を一部助成するなどの対策や様々な普及啓発を実施し、特に子どもや妊婦、病気等で配慮が必要な人への受動喫煙を防止するための取組を行い、たばこを吸う人も吸わない人も協力し合えるまちづくりを推進します。

### (4) 保健・医療・介護の連携体制の充実

将来的な医療、介護ニーズを踏まえ、多摩市における地域包括ケアシステム※1 を推進し、誰もが在宅で安心した生活を送ることができるための「多摩市版地域医療連携構想」を推進します。

初期救急※2を担う市のこども準夜診療所・休日診療当番医、二次救急※3 を担う医療機関等、さらには三次救急※4 を担う東京都（消防署）及び救急救命センター等が連携し、救急医療体制の充実を図ります。歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって市民保健の向上に寄与することを目的として、令和6年度中の条例制定を目指します。また、地域に密着し、健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介することができる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことを引き続き啓発します。

新型コロナウイルス感染症のような生命を脅かす可能性のある疾病や地震、水害等の有事の際、保健医療提供体制が確保されるよう平時より東京都や保健所、医療機関等との連携により体制の確保、充実に努めます。

---

<sup>1</sup> がん患者のアピアランスケア: 脱毛等がんの治療によって起こる外見の変化に対し、患者の苦痛や不安に対処し支援すること

## (5) 予防接種の推進

感染のおそれのある疾病の発生・蔓延を予防し、個人の発病及び重症化の予防のために、医療機関の協力のもと、定期予防接種の接種機会を安定的に確保し、円滑に実施します。

定期予防接種の実施状況の把握に努め、接種の種類や時期等をわかりやすく情報提供します。また、乳幼児健診等の機会を捉えて予防接種を勧奨します。

## (6) 医療保険制度の適正な運営

「多摩市国民健康保険の運営に関する指針」に基づき、保険者としてのマネジメントを強化し、国民健康保険制度の安定的な運営を図ります。また、国の公費負担割合の拡大とともに低所得者対策及び子育て世代の負担軽減の実施を、東京都市長会などを通じて国に働きかけます。

## 5 関連する主な計画

- 多摩市地域福祉計画
- 多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画
- 多摩市健幸まちづくり基本方針
- 多摩市食育推進計画

### 用語解説

※1 地域包括ケアシステム：要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム

※2 初期救急：入院を必要としない軽症患者に対するもの（こども準夜診療所・休日診療当番医等）

※3 二次救急：入院を必要とする中等症・重症患者に対するもの（総合病院等）

※4 三次救急：生命危機が切迫している重篤患者に対するもの（救急救命センター等）

## 政策 2 施策 2 地域福祉及び権利擁護の推進

### 1 施策の目指す姿

誰もが繋がり、認め合い、支え合いながら、みんなが笑顔でいきいきと暮らし続けられるまちの実現に向けて取り組みます。

### 2 現状と課題

多摩市では、急速に進む高齢化や社会的孤立、地域コミュニティの担い手・支え手の不足、見守り、災害時の助け合いなど制度だけでは解決できない課題に対し、民生・児童委員や自治会・町会等の地縁団体、多摩市社会福祉協議会による「地域福祉推進委員会」を支援し、地域住民が主体となって、課題の解決に向けた検討や活動に取り組んでいます。

近所付き合いの希薄化や孤立により、自殺やひきこもりのリスクが高まることが懸念されています。成年後見制度については、様々な機会を通じた普及・啓発が必要です。犯罪をした人の再犯率が高く、社会生活に復帰するためには社会全体の理解と協力が不可欠なことから、再犯防止に向けた理解の普及・啓発が重要です。

地域福祉計画策定時に実施した市民アンケートでは、不安や悩み、地域の問題や課題を相談できる相手がいないとの回答が2割となり、自ら相談しにくい方や単身の方への気づき、専門機関へつなげる体制が求められています。また、ひきこもりや8050問題など多様化、複雑化する課題への支援やアウトリーチによる課題の早期発見・支援が課題となっています。

様々な困難を抱える人たちが気軽に相談できる場が地域の中で求められています。誰もが日常生活上の不安や悩み事、課題などを安心して相談し、支援を受けられる相談支援体制の構築を図る必要があります。

### 3 施策の成果指標・目標値

| 指標名   | 現状値<br>令和3年度              | 目標値<br>令和8年度 | 目標値<br>令和14年度 |
|---|---------------------------|--------------|---------------|
| (1) ①地域活動や行事、またはボランティア活動に「現在参加している」「これまでに参加したことがある」と回答した市民の割合 | 70.5%                     | 75.0%        | 80.0%         |
| (1) ②民生委員・児童委員の欠員地区ゼロを目指し、地域からの候補者選考を経て東京都に推薦を行う人数            | 78人                       | 95人          | 112人          |
| (2) ①多摩市内における自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）                            | 14.14人<br>（令和3年1月～12月の実績） | 12.24人       | 9.30人         |
| (2) ②福祉的配慮を必要とする成年後見制度利用者（利用予定者を含む）                           | 22人                       | 30人          | 35人           |

【出典：(1)①多摩市政世論調査、(1)②(2)②福祉総務課、(2)①警察庁自殺統計】

## 4 主な施策の方向性

### (1) 地域の包括的なネットワークを充実する

地域福祉推進委員会や多摩市社会福祉協議会をはじめとする、地域の多様な主体の活動と連携し、地域の包括的なネットワークの充実を推進します。

民生委員・児童委員の欠員の解消に取組み、適切な福祉サービスや関係機関への情報提供、訪問等の活動を通じて、地域の誰もが安心してすごせるよう見守り活動を行います。

### (2) 多様な支援を推進する

生活困窮や自殺対策、権利擁護、再犯防止に向けた取組をはじめ、防災・防犯体制の強化や多様性の尊重・ユニバーサルデザインなど、個別の福祉分野における支援にとどまらない、多様な視点と地域連携による支援を推進します。

本人・関係者が早期の段階から任意後見制度や補助・保佐・後見人等、必要に応じ選択することができるよう市民の権利擁護意識の普及啓発に取り組みます。

### (3) 地域で課題に向き合い・寄りそう

多様化・複雑化する課題への対応に向けて、重層的な支援体制の充実を図るとともに、アウトリーチによる課題の早期発見・支援と、地域を支える人材育成を推進します。

重層的支援体制整備事業の実施により、多摩市版地域包括ケアシステムの取組みを強化します。

### (4) 困難を抱える当事者や家族を見守り・支える

困難を抱える当事者だけでなく、その家族や保護者を、地域全体の力を合わせて見守り支えることで、安心して暮らせる生活の基盤づくりを推進します。

日常生活で様々な困難を抱える生活保護受給者に対し、金銭管理支援事業、就労支援事業、健康管理支援事業等を実施し、日常生活の支援及び自立の促進を図ります。

様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に相談窓口の周知を図り、関係機関等と連携して早期から切れ目なく支援を行います。

## 5 関連する主な計画

- ① 多摩市地域福祉計画
- ② いのちとこころのサポートプラン（多摩市自殺対策推進計画）
- ③ 多摩市再犯防止推進計画
- ④ 多摩市女と男がともに生きる行動計画

#### 用語解説

※ フードドライブ：家庭で提供できる食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉団体等に寄付する活動。

※ 民生・児童委員：民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。給与の支給はなく無報酬（活動費に充てる費用弁償有）、ボランティアとして活動している（任期は3年、再任可）。また、児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。なお、児童に関することを専門的に担当する民生・児童委員を主任児童委員という。

※ ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインや悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守ることができる人のこと。言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

※ 重層的支援体制整備事業：地域共生社会の実現を図るため、社会福祉法第106条の4第2項に基づき、市町村において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援に加え、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とするもの。

## 政策 2 施策 3 地域生活における高齢者支援

### 1 施策の目指す姿

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるように、地域における介護予防・介護・医療・住まい・生活支援・見守りなどの取り組みを推進します。

### 2 現状と課題

さらなる高齢化の進展に伴い、高齢者単身世帯・高齢者のみの世帯の割合、後期高齢者の割合や要介護認定率、認知症高齢者割合が増加しています。このため、介護サービスだけでなく、健康づくりや介護予防の体制を充実させるとともに、介護・医療・住まい・生活支援・見守りなどのサービスを地域で一体的に進めていく必要があります。また、「高齢者の尊厳と自立」を支援する介護保険制度の基本的理念の考え方を基本に置き、市民や介護保険事業者等の関係者との相互理解と協力を得ながら、介護を社会全体で支えていく介護保険事業を実施しています。

### 3 施策の成果指標・目標値

| 指標名               | 現状値<br>令和 3 年度 | 目標値<br>令和 8 年度 | 目標値<br>令和 1 4 年度 |
|-------------------|----------------|----------------|------------------|
| ①地域介護予防教室延べ参加者数   | 13,000 人       | 20,000 人       | 42,000 人         |
| ②認知症サポーター養成講座受講者数 | 14,721 人       | 17,200 人       | 20,200 人         |
| ③在宅療養支援窓口相談実件数    | 9 3 件          | 1 1 5 件        | 1 4 5 件          |

【出典：①～③高齢支援課】

#### 【図表】



## 4 主な施策の方向性

### (1) 介護予防・地域交流の推進【第8期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

- 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、健康づくり・介護予防の推進、日常生活を支援する体制の整備、社会参加と地域交流の促進などに取り組みます。

### (2) 高齢者の介護・医療・住まい・生活支援・見守り対策の強化【第8期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

- 高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加が想定されるなか、複雑化・多様化したニーズに対応する包括的なサービスの提供体制の整備が必要です。医療事業者や介護事業者を始めとしたさまざまなサービス事業者との連携を含め、住民同士が世代や分野を超えて、見守り合い支え合う地域共生社会を目指していきます。

### (3) 介護保険サービスの推進【第8期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

- 高齢者の介護を社会全体で支え合う介護保険制度を円滑に運営するため、多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険サービスの質の向上や介護人材の確保、介護給付の適正化の推進などに取り組みます。

## 5 関連する主な計画

- 第8期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

用語解説（五次総より）

互助

地域包括ケアシステム

地域包括支援センター：高齢者が地域で生活していくために、地域において総合的なマネジメントを担い、支援をしていく中核機関

地域ケア会議：地域包括ケアシステムの実現に向けたひとつの手法であり、高齢者の抱える問題、地域で不足しているサービスなど、地域の課題を把握し、行政や各分野の関係機関が共に改善策を考える会議体。

サロン・ラウンジ活動

生活支援コーディネーター

まるっと協議体

認知症サポーター

フレイル（虚弱）

介護予防リーダー

介護ボランティアポイント制度（にゃんとも TAMA るボランティアポイント）

## 政策2 施策4 障がい者（児）が安心して暮らせるまちづくり

### 1 施策の目指す姿

障がいのある方の人権が尊重され、個々の状況に応じた支援を受けながら、地域で生きがい・役割を持ち、自分らしく安心して暮らすことのできる環境が整備されています。

### 2 現状と課題

近年、障害の認知の社会的広がり、ライフスタイルの変化等に伴い、障がい者（児）数の増加や支援ニーズの多様化が進んでいます。また、障がい者や支援する家族等の高齢化、障害の重度化が進んでいます。そうした中、医療的ケア児（者）・発達支援が必要な子どもへの支援の充実や「親亡き後」の対応等が課題となっています。今後、関係機関と連携の上、課題解決に向けた地域における支援体制づくり等を進める必要があります。

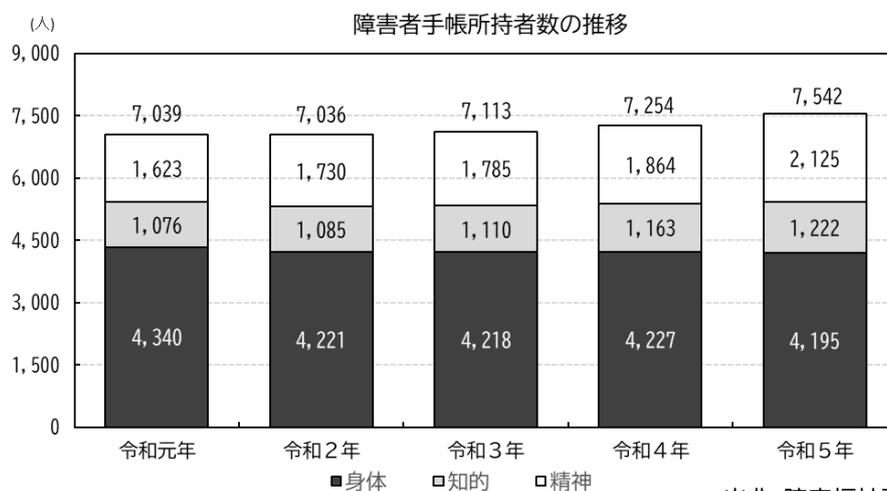
また、令和2年7月に「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」を施行しましたが、障がいのある方は、未だに日常生活で差別・偏見等を感じている状況があり、更なる障害理解・差別解消の取組を進める必要があります。

### 3 施策の成果指標・目標値

| 指標名   | 現状値<br>令和3年度       | 目標値<br>令和8年度       | 目標値<br>令和14年度       |
|---|--------------------|--------------------|---------------------|
| ①障がいのある方が現在の住まいにこれかも「住み続ける」「将来市内で転居する」と回答している割合     | 64.8%<br>(令和2年度調査) | 70.8%<br>(令和8年度調査) | 76.8%<br>(令和14年度調査) |
| ②障がいのある方やその家族が日常生活の中で障がい者への差別等を「ほとんど感じない」「全く感じない」割合 | 55.9%<br>(令和2年度調査) | 61.9%<br>(令和8年度調査) | 67.9%<br>(令和14年度調査) |

【出典：①・②多摩市障がい者生活実態調査】

#### 【図表】



出典：障害福祉課（各年4月1日）

## 4 主な施策の方向性

### (1) 個々に応じた適切な支援の提供

- 障がい者（児）が地域で安心して暮らすにあたって、生活上の困りごとやサービス利用等について、本人の特性や置かれている環境等を踏まえた助言・援助が行えるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- 障がい者（児）やその家族の多様なニーズに対応できるよう、障害の重度化・高齢化への対応や障がい児への療育の充実等を含めたサービス体制の整備を推進するとともに、障がい者の就労機会の拡大及び就職後の職場定着支援等を通じた就労支援の充実を図ります。
- 将来にわたり安定的に必要な支援を行えるよう、国や東京都、事業者等と連携・協力の上、多様な活動の場（障がい児の療育の場、障がい者の日中活動の場、親亡き後の生活の場）の確保、サービスを担う人材育成・確保等に取り組めます。

### (2) 地域における支援体制の構築

- ライフステージに応じた必要な支援を行うために、地域の保健・医療・教育等の関係機関との連携による支援体制を強化します。
- 特に、発達支援が必要な児童が、早期に必要な支援が受けられるよう、地域における発達支援体制の構築を検討します。また、医療的ケア児（者）への支援体制の構築、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築、これまでの制度では支援が行き届いていなかった障害への対応等必要な体制を整備します。

### (3) 障害への理解・差別解消の促進

- 「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に基づき設置した多摩市差別解消支援地域協議会において、更なる障害理解・差別解消の取組を検討します。
- 手話を言語として使用する方が、手話により自立した生活を営み、社会参加し、暮らしやすい地域をつくるために、「（仮称）多摩市手話言語条例」の制定に向けた取組を進めます。

## 5 関連する主な計画

- 多摩市障がい者基本計画
- 多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画

用語解説